

地域の農業を元気にするために農地を整備したい！
だけど負担額が心配・・・ そんな時は！！

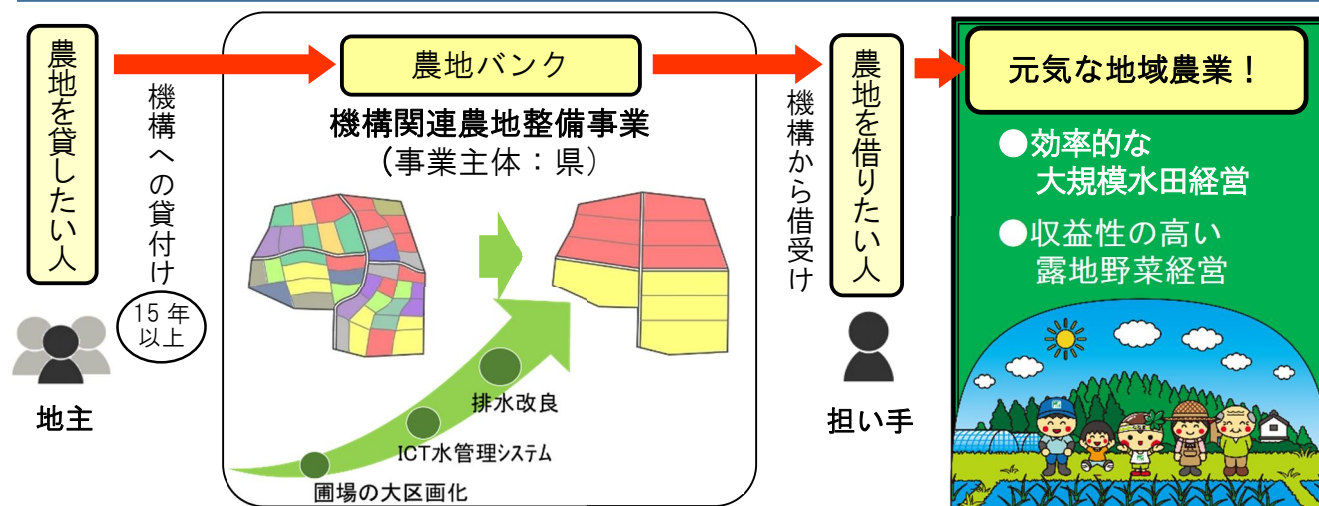
農地中間管理機構関連 農地整備事業

- 地元の事業費負担なしで農地整備ができます。
経常賦課金や換地清算金にかかるので注意まる！
- 農地バンクを通じた農地の貸借で、担い手への集積・集約化が進みます。
- 長期間（15年以上）の農地の貸借で、地主は安心して農地を任せられ、担い手は計画的な営農ができます。
- 小さな地区面積でも、事業に取り組むことができます。（農地 10ha 以上）



中間管理権の設定できない土地は対象外なので注意まる！

事業実施のイメージ



機構関連事業の5要件

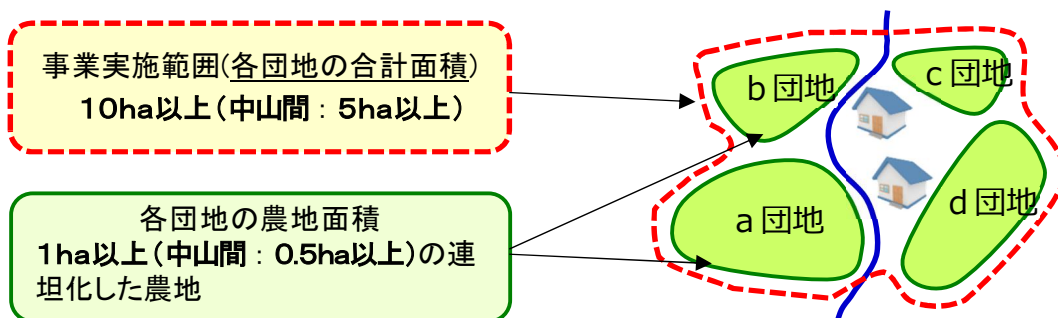
- ① 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。
- ② 各団地の合計面積(事業実施範囲)が一定規模以上あり、かつ、各団地が一定の要件に適合すること。
- ③ 機構の借入期間(中間管理権の設定期間)が、事業計画の公告日から一定期間以上あること。
- ④ 本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること。
- ⑤ 本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上すること。

ア) 面積要件

事業実施範囲(各団地の合計面積)が、
10ha以上 (中山間地域は 5ha以上) であること。

各団地の農地面積が、
1ha以上 (中山間地域は 0.5ha以上) の連坦化がなされていること。

※現行事業の面積要件(事業実施範囲)は、平場 20ha 以上、中山間地域 10ha 以上です。



※事業実施範囲は「大字単位」を基本とするが、営農上の一体性があると判断される範囲も可能です。

イ) 農地中間管理権の設定期間

農地中間管理権の設定期間 = 事業計画の公告日から「15年間以上」

- ・ 事業計画の公告日までに農地中間管理権を設定する必要があります。

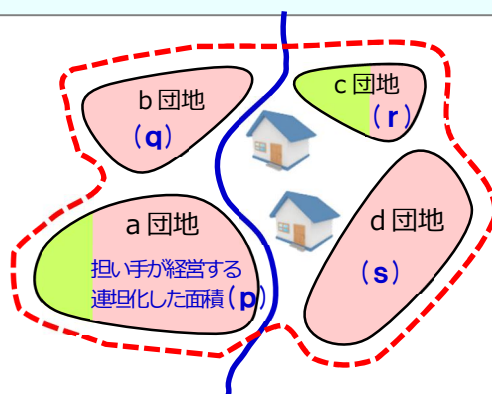
ウ) 担い手への集団化要件

事業対象農地の 8割以上 を事業完了後 5年以内 に担い手に集団化する。

$$\text{担い手への集団化率} = \frac{(p)+(q)+(r)+(s)}{a+b+c+d}$$

a ~ d : 事業対象農地

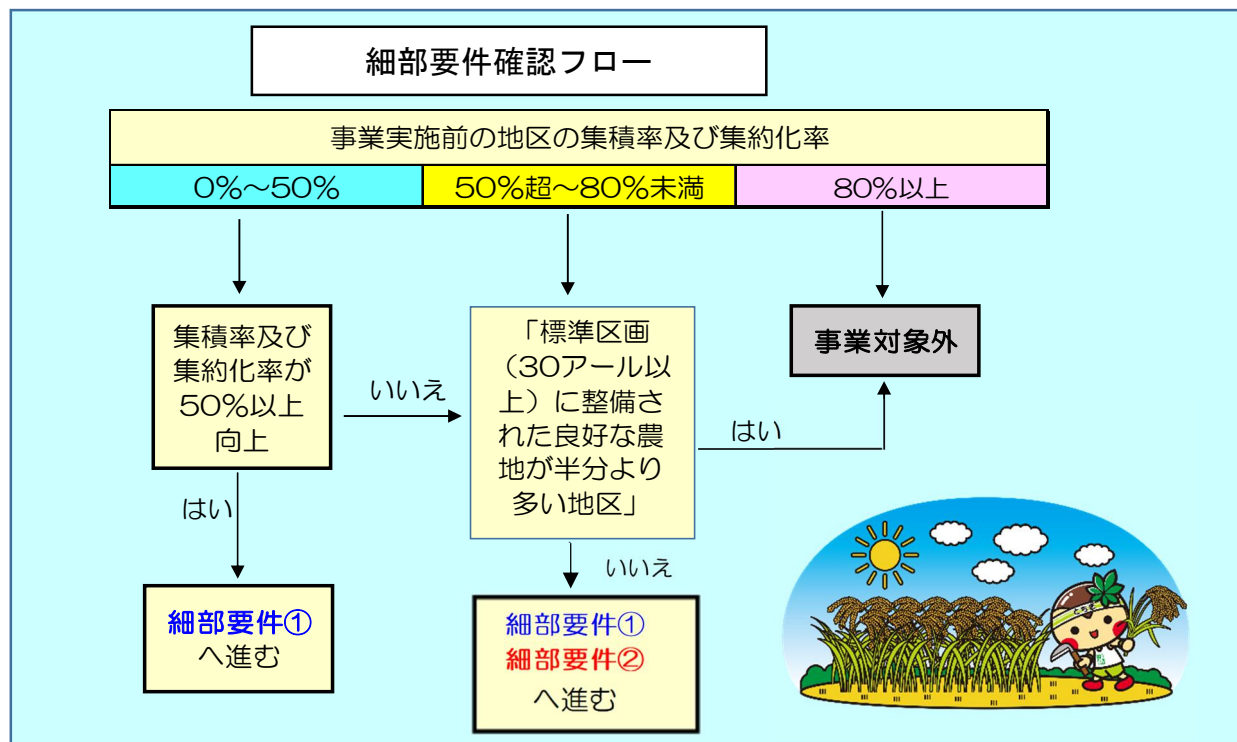
(p) ~ (s) : 各団地で、担い手が経営する連坦化した農地面積 (右図 着色部)



エ) 収益性の要件

事業完了後5年以内(果樹は10年以内)の事業対象地域の販売額が20%以上向上、または、生産コストが20%以上削減

細部要件



細部要件① 目標年度※において次のどちらかを満たすこと。

- 「販売額の20%以上向上」
- 「生産コストの20%以上の削減」 かつ 「米の生産コストが9,600円/60kgを下回る」

※目標年度は事業完了後5年以内です。

細部要件② 次の(1)と(2)を満たすこと。

- (1) 狭小・不整形や排水不良など生産コストの削減等を阻害する農地が事業対象の農地の半分より多くしめる地区であること。
- (2) 収益性の要件設定にかかわらず、
 - 米の生産コストが事業完了5年後以内に概ね9,600円/60kgを下回る。
もしくは
 - 地区の作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね10%以上向上する。
又は
地区の作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね50%以上向上する。

地区事例

機構関連農地整備事業を活用した樹園地の団地化

＜概要＞ ○地区名：稲毛田 ○事業工期：令和2～5年度
○関係市町：芳賀町 ○受益面積（戸数）：21.3ha（49戸）

園芸作物の生産拡大に向けて、耕作条件を改善

- 水田を含む地区内のほ場をすべて畑地化
- かんがい施設の整備により用水の安定供給を図る
- 舗装道路の整備により集出荷等の利便性を向上



農業生産法人を誘致しキャベツの生産を開始

- 地域と町が連携し、外部から農業生産法人（企業）を誘致



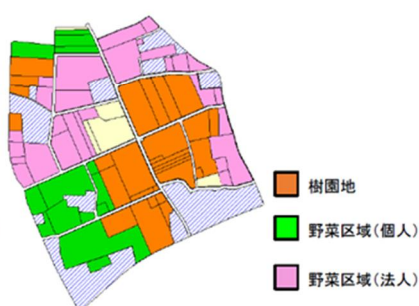
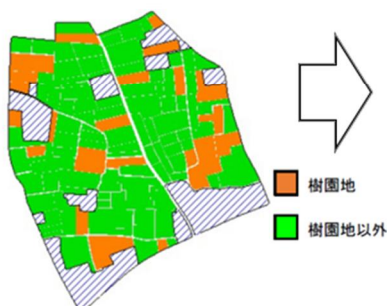
梨団地利用組合による梨の生産振興

- 既存の梨畑の集約と併せて新たに畑を造成し、約7haの梨団地が誕生



バンク事業活用による集積率の向上

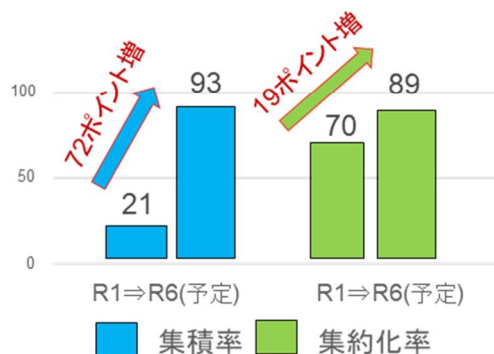
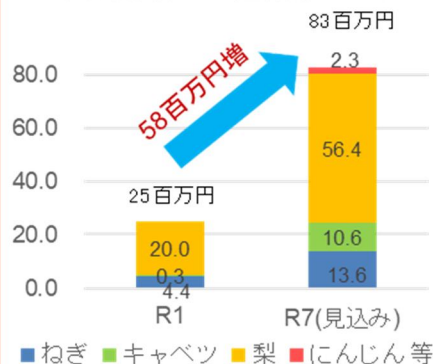
- 地区内農地の約9割を担い手に集積・集約化



バンク活用前の農地利用(H30) 基盤整備後の計画(R5)

園芸作物の生産拡大

園芸作物の生産額(百万円)



問い合わせ先（組織名・電話番号）

栃木県農政部 農地整備課	028-623-2360	下都賀農業振興事務所	0282-23-3428
河内農業振興事務所	028-626-3097	塩谷南那須 農業振興事務所	0287-43-1261
上都賀農業振興事務所	0289-62-6146	那須農業振興事務所	0287-23-2153
芳賀農業振興事務所	0285-82-4665	安足農業振興事務所	0283-22-2355